

平成 19 年 9 月 21 日

各 位

株 式 会 社 宮 地 鐵 工 所
代 表 取 締 役 社 長 縣 保 佑

訴訟の判決に関するお知らせ

当社および当社元従業員は、鋼鉄製橋梁工事の入札に関して、独占禁止法違反容疑で公正取引委員会より告発され、同法違反容疑で東京高等検察庁より起訴されておりましたが、平成 19 年 9 月 21 日、東京高等裁判所において当社に対して罰金 6 億円、当社元従業員に対して懲役 1 年、執行猶予 3 年の判決を言い渡されましたので、お知らせいたします。

このような事態にいたりまして、お客様ならびに関係各位には、大変ご心配をおかけしたことを心よりお詫び申し上げます。

今後は、コンプライアンスの意識向上・強化に、より一層注力して早期の信頼回復に努めてまいります所存であります。

会社の対応につきましては、判決の内容を検討のうえ、決定いたします。

以 上